主 文 原判決を破棄する。 被告人を懲役五月に処する。 理 由

職権をもつて、原審訴訟手続の適否につき、次のように判断する。

「原本のでは、 「原本のでは、 「原本のでは、 「のでは、 ででで、 でで、 でで、

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長裁判官 栗本一夫 裁判官 小川泉 裁判官 藤井一雄)